

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書（共通事項）

1 事業の目的

「災害対策基本法」、「消防組織法」、「奈良県地域防災計画」及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」等に基づき奈良県内及び近畿府県等の防災関係機関、関係団体等の参加のもと、合同で防災訓練を実施する。本防災訓練は、災害時における防災関係機関相互の連携を深め、広域的な応援体制の充実・強化を図ることを目的としており、国、地方公共団体、防災関係機関だけでなく、民間事業者や自主防災組織等と密接かつ有機的な連携を保ちながら、地域の特性に即した訓練を実施するものであり、複数の会場を設定するうえ、大規模な会場設営と訓練を連携して実施する必要があることから、必要な業務を委託するものである。

2 業務概要

(1) 名称

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託

(2) 契約期間

契約締結の日から令和7年11月28日（金）まで

※参考：訓練実施日 令和7年10月25日（土）、令和7年10月26日（日）

3 発注者

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30（奈良県消防救急課内）

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練実行委員会

※以下、仕様書及び仕様書別添内では「委員会」と称す。

4 委託業務の内容（業務の詳細については別添のとおり）

(1) 各訓練会場の整地・設営・原状復帰等の業務

(2) 各訓練施設の提案及び設置に関する業務

(3) 運営補助等業務

(4) その他、委員会と受託者にて合意した契約の範囲内で行える業務

5 業務履行場所

符番	種別	会場名	所在地
A 1	メイン会場	奈良県第二浄化センター	奈良県北葛城郡広陵町萱野 地内
B 1	サブ会場 1	たかとり健幸の森公園	奈良県高市郡高取町羽内 地内
B 2	サブ会場 2	高取バイパス	奈良県高市郡高取町松山 地内 (松山高架橋南東側工事区間)
C 1	後方支援会場 1	かしはら安心パーク	奈良県橿原市東竹田町 地内
C 2	後方支援会場 2	橿原運動公園駐車場	奈良県橿原市慈明寺町 地内 (橿原市宮硬式野球場北側)
C 3	後方支援会場 3	コメリパワー田原本店 第二駐車場	奈良県磯城郡田原本町西竹田 地内 (コメリパワー田原本店西側)
D 1	駐車場	奈良県三宅健民運動場	奈良県磯城郡三宅町伴堂 地内
E 1	鉄道輸送訓練会場	近畿日本鉄道飛鳥駅	奈良県高市郡明日香村越 地内

6 業務処理の注意事項

業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、委員会との連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

7 実施体制表等の提出

受託者は、本業務委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）及び受託者の緊急連絡先一覧を作成し契約後 1 週間以内に提出すること。また、業務の工程表も委員会との協議後、必要に応じ提出すること。

8 統括責任者の選任

受託者は業務の遂行に必要な指導監督を行う統括責任者を 1 名選任すること。この者が交代する場合には、あらかじめ県と協議すること。

9 定例打合せについて

(1) 打合せへの出席

委員会と受託者相互間の綿密な連絡調整の場を設け、委員会が開催する定例打合せに必ず出席すること。

(2) 開催頻度

定例打合せは基本的に 1 週間に 1 回程度行う。ただし、業務の状況により受託者と協議の上、回数を増減させることがある。

(3) 開催方法

原則、オンラインで行うが、状況によっては委員会と受託者が協議のうえ対面で行う。

(4) その他

- ① 統括責任者は定例打合せに出席すること。ただし、やむを得ない場合に限り、代理の者を出席させることができる。
- ② 定例打合せに係る打合せ記録は受託者により作成し委員会と共有すること。
- ③ 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかにこれに対応しなければならない。

10 再委託に関する事項

(1) 受託者は、受託業務の全部又は主要部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分等）を第三者に再委託することはできない。

(2) 受託者は、受託業務の主要部分でない一部を再委託することができるが、その場合は、事前に以下の内容を事前に書面で委員会へ報告し、了解を得なければならない。

- ① 再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先等）
- ② 再委託する業務の内容
- ③ 再委託を行う理由
- ④ 再委託の相手方を選定した理由
- ⑤ 再委託契約（予定）金額
- ⑥ その他必要と認められる事項

(3) 再委託先において、本業務仕様書に定める事項に関する義務違反又は懈怠があった場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、委員会は当該再委託先への再委託の中止を要求することができる。

(4) 再委託先における情報セキュリティ要件は以下のとおりとする。

- ① 委員会から提供する情報の目的外利用を禁止すること。
- ② 受託者は再委託先における情報セキュリティ対策の実施内容を管理し、委員会に

報告すること。

- ③ 受託者は、再委託先の資本会計・役員等の情報、受託事業の実施場所、受託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績に関して、委員会から求めがあった場合には、情報提供を行うこと。
- ④ 受託者は、受託した業務の終了時に、再委託先において取り扱われた情報が確実に返却、又は抹消されたことを確認し、報告書を提出すること。
- (5) 再委託先がさらに再委託を行う場合は(2)から(4)までについて、本事業の受託者が責任を持って対応すること。
- (6) 本業務を複数業者が連携（再々委託を含む）して実施する等の場合には、参画する各業者の役割分担等を明示すること。

11 保険への加入

- (1) 傷害保険、施設賠償責任保険等の必要な保険に加入すること。なお、必要な保険については受託者が提示し、委員会と協議のうえ決定する。
- (2) 被保険者は一般客、来賓、負傷者役の学生を想定しており、その他の者については、委員会と協議のうえ決定すること。

12 留意事項

- (1) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 委員会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。なお、変更内容により委託料が変更となる場合はその委託料の範囲内とする。
- (3) 本業務により得られた成果は、委員会に帰属するものとする。また、委員会は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (4) デザイン等の著作権は発注者に帰属するものとし、著作権譲渡に関する経費は、見積額に含まれるものとする。
- (5) 受託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は委員会に協議し了解を得た場合に行うことができる。
- (6) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受託者の負担とする。したがって、本業務に必要な経費は見積額に含めること。
- (7) この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、委員会と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、委員会の決定するところによるものとする。
- (8) 本委託においては、令和4年1月28日付奈良県会局第155号「特定公契約」以外の「公契約」における遵守事項の記載等について（通知）」通知に準じることとし、本通知の別紙「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」に記載の事項を遵守すること。なお、別紙については本仕様書「12 留意事項」の項目の後に記載する。
- (9) (1)から(7)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (10) 事前調査等で各会場の借用期間外に立ち入る場合は、委員会に事前に連絡すること。
- (11) 会場については、所有者や管理者の指示等に従うとともに、安全配慮や騒音対策等、通行人や近隣住民へも配慮すること。
- (12) 訓練会場の構造については、安全に配慮すること。

- (13)車両を用いる場合にオイル漏れに注意するなど現地の環境に配慮すること。
- (14)総務省消防庁による確認検査（令和7年10月24日(金)を予定）にて指摘事項があった場合は、修正等を行うこと。また、確認検査には統括責任者が立ち会うこと。
- (15)会場設営時は周辺道路を汚損しないよう配慮し、適切な措置をとること。
- (16)大規模な災害が発生するおそれのある場合等には、訓練を中止する場合がある。この場合の委託料の支払いについては、委員会と協議し決定する。
- (17)悪天候などの不足の事態に備えた準備を行うこと。
- (18)本仕様書に定めのない事項については、委員会と協議のうえ決定する。

（令和4年1月28日付奈良県会局第155号「特定公契約」以外の
「公契約」における遵守事項の記載等について（通知）」通知別紙）

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(参考 1)

<訓練概要>

○ 訓練想定及び訓練規模

(1) 1 日目の訓練想定 [10 月 25 日 (土)]

令和 7 年 10 月 25 日 (土) 9 時 00 分、中央構造線断層帯を震源とする大規模地震が発生。広陵町及び高取町において最大震度 6 強を観測。また、数日前からの大雨の影響もあり土砂災害等の甚大な被害が発生している。被害の甚大な 2 町からの要請に基づき、緊急消防援助隊及び奈良県内広域応援部隊が出動し、各災害現場にて消火・救助及び救急活動を開始する。

(2) 2 日目の訓練想定 [10 月 26 日 (日)]

奈良県に進出した緊急消防援助隊及び奈良県内広域応援部隊は、各活動ミーティング (25 日) にて活動指示を受け、前日に引き続き各災害現場において、消火、救助及び救急活動を実施するとともに、関係機関と連携して総合的な部隊運用訓練を実施する。

(3) 訓練規模 (想定)

- i 緊急消防援助隊及び奈良県内広域応援部隊 約 180 隊 700 名
- ii 陸上自衛隊、航空自衛隊、奈良県警察本部、奈良県 D M A T 及び各関係機関等

(4) 訓練時間 (予定)

符番	種別	会場名	日時 (予定)
A 1	メイン会場	奈良県第二浄化センター	令和 7 年 10 月 25 日 (土) 12:00~18:00 令和 7 年 10 月 26 日 (日) 8:00~12:30
B 1	サブ会場 1	たかとり健幸の森公園	令和 7 年 10 月 25 日 (土) 12:00~18:00 令和 7 年 10 月 26 日 (日) 8:00~11:30
B 2	サブ会場 2	高取バイパス	令和 7 年 10 月 25 日 (土) 12:00~18:00 令和 7 年 10 月 26 日 (日) 8:00~11:30
C 1	後方支援会場 1	かしはら安心パーク	令和 7 年 10 月 25 日 (土) 12:00~24:00 令和 7 年 10 月 26 日 (日) 0:00~12:00
C 2	後方支援会場 2	橿原運動公園駐車場	
C 3	後方支援会場 3	コメリパワー田原本店 第二駐車場	
D 1	駐車場	奈良県三宅健民運動場	令和 7 年 10 月 25 日 (土) 7:00~24:00 令和 7 年 10 月 26 日 (日) 0:00~15:00
E 1	鉄道輸送訓練会場	近畿日本鉄道飛鳥駅	令和 7 年 10 月 25 日 (土) 12:00~17:00

(5) ヘリの離発着について (参考情報)

C 2 橿原運動公園駐車場横の橿原運動公園野球場で離発着がある。

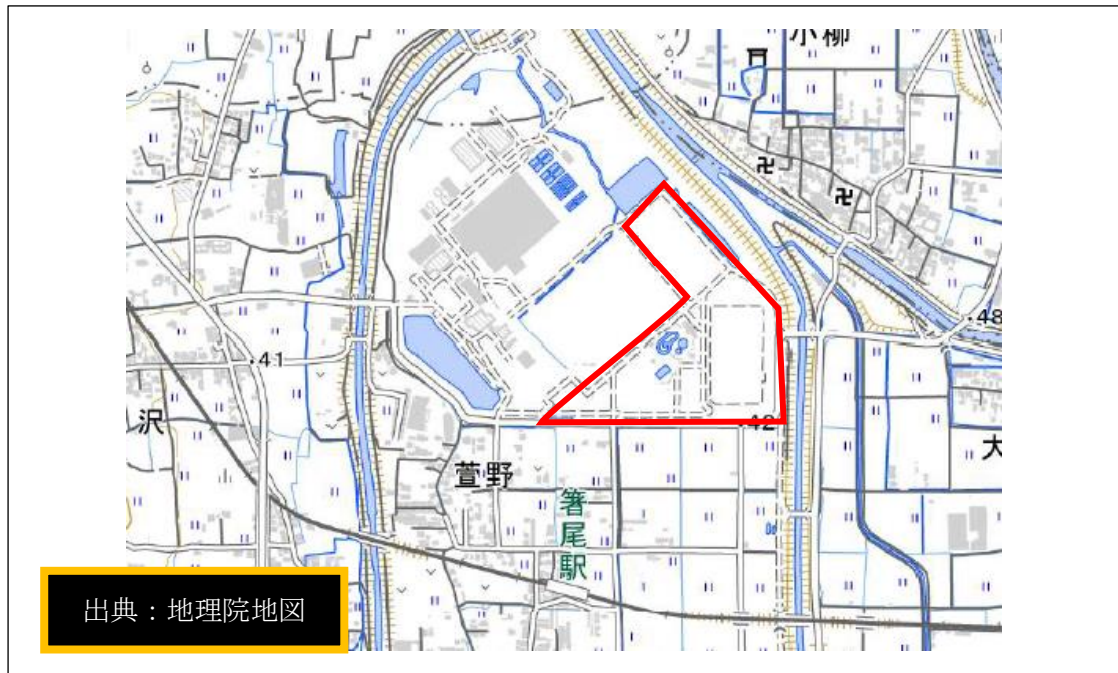
(6) 直近の緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練における消防の参加状況 (参考)

- ア 令和 6 年度京都府開催 : 170 隊、604 人
- イ 令和 5 年度和歌山県開催 : 173 隊、622 人

(参考2)

<業務履行場所位置図>

①A 1メイン会場：奈良県第二浄化センター



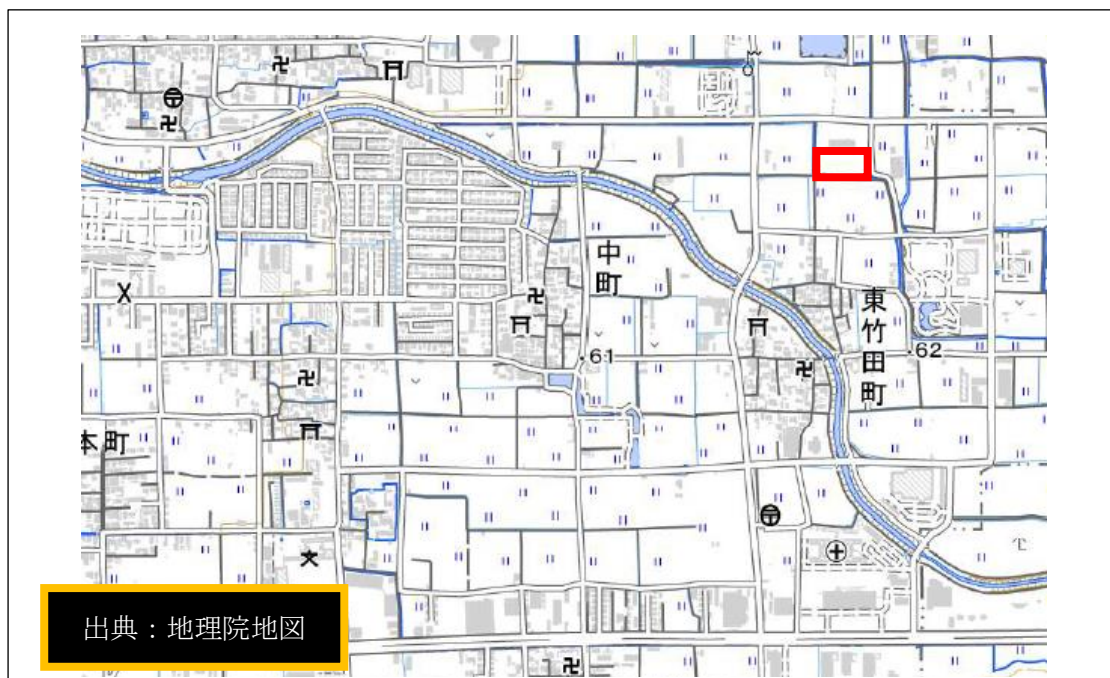
①B 1サブ会場1：たかとり健幸の森公園



③ B 2 サブ会場 2 : 高取バイパス



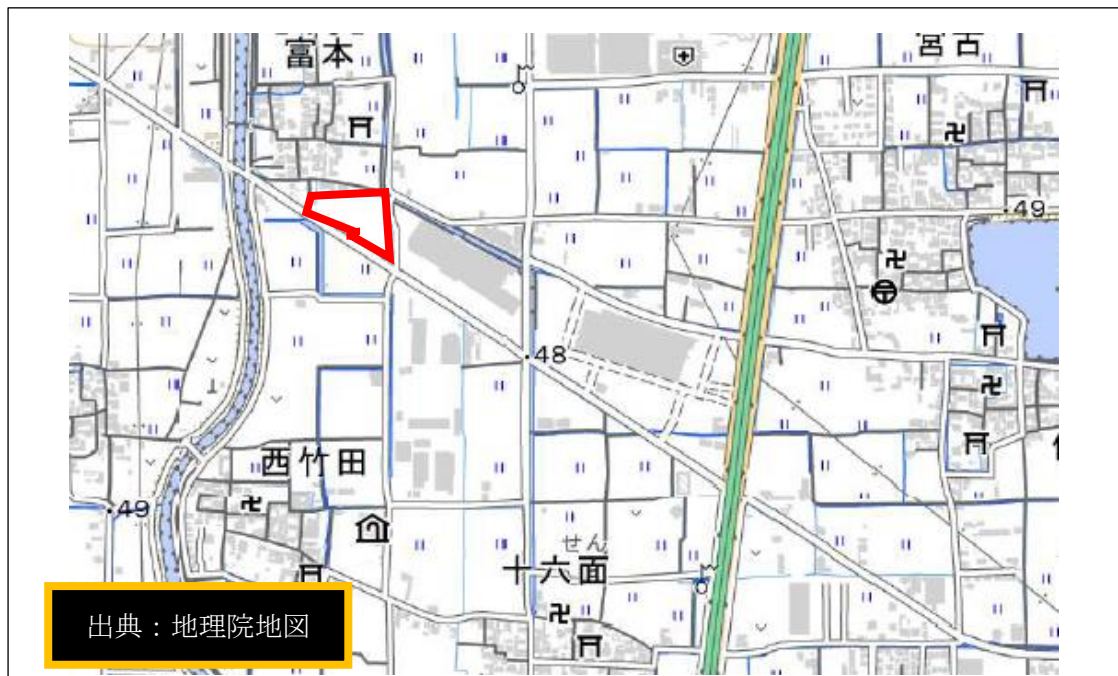
④ C 1 後方支援会場 1 : かしはら安心パーク



⑤ C 2 後方支援会場 2 : 榎原運動公園駐車場



⑥ C 3 後方支援会場 3 : コメリパワー田原本店第二駐車場



⑦ D 1 駐車場：奈良県三宅健民運動場



⑧ E 1 鉄道輸送訓練会場：飛鳥駅



＜各訓練会場の整地・設営・原状復帰等の業務＞

1 別添 1 の業務

標記訓練の令和 7 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書（共通事項）の「4 委託業務の内容(1) 各訓練会場の整地・設営・原状復帰等の業務」における詳細を記載したものである。したがって、用語等については、令和 7 年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書（共通事項）に倣う。

2 業務履行場所

符番	種別	会場名	所在地
A 1	メイン会場	奈良県第二浄化センター	奈良県北葛城郡広陵町萱野 地内
B 1	サブ会場 1	たかとり健幸の森公園	奈良県高市郡高取町羽内 地内
B 2	サブ会場 2	高取バイパス	奈良県高市郡高取町松山 地内 (松山高架橋南東側工事区間)
C 1	後方支援会場 1	かしはら安心パーク	奈良県橿原市東竹田町 地内
C 2	後方支援会場 2	橿原運動公園駐車場	奈良県橿原市慈明寺町 地内 (橿原市宮硬式野球場北側)
C 3	後方支援会場 3	コメリパワー田原本店 第二駐車場	奈良県磯城郡田原本町西竹田 地内 (コメリパワー田原本店西側)
D 1	駐車場	奈良県三宅健民運動場	奈良県磯城郡三宅町伴堂 地内
E 1	鉄道輸送訓練会場	近畿日本鉄道飛鳥駅	奈良県高市郡明日香村越 地内

3 作業期間

本業務にかかる作業期間については、以下の(1)～(6)の日程とする。なお、日程は、総務省消防庁の確認検査日に訓練施設の設置が間に合う場合、訓練に支障の無い場合及び会場の所有者や管理者が認める場合に限り委員会と協議のうえ調整を行うことができるものとし、最終的な日程は受託後委員会と協議のうえ決定する。

なお、会場所有者や管理者の都合で作業を実施できない日が生じることがある。

※ 総務省消防庁による確認検査にて指摘事項があった場合は、修正すること。

【確認検査日：令和 7 年 10 月 24 日（金）予定】

※ 総務省消防庁による確認検査には統括責任者が立ち会うこと。

(1) A 1 メイン会場

業務内容	期間
整地業務	令和 7 年 9 月 22 日(月)～令和 7 年 10 月 5 日(日)
訓練施設及び会場設営業務	令和 7 年 9 月 22 日(月)～令和 7 年 10 月 23 日(木)
会場設備の点検、整備業務	令和 7 年 9 月 22 日(月)～令和 7 年 10 月 26 日(日)
撤去、原状復帰業務	令和 7 年 10 月 26 日(日)～令和 7 年 10 月 31 日(金)

(2) B 1 サブ会場 1

業務内容	期間
整地業務（除草含む）	令和 7 年 9 月 22 日（月）～令和 7 年 10 月 5 日（日）
訓練施設及び会場設営業務	令和 7 年 9 月 22 日（月）～令和 7 年 10 月 23 日（木）
会場設備の点検、整備業務	令和 7 年 9 月 22 日（月）～令和 7 年 10 月 26 日（日）
撤去、原状復帰業務	令和 7 年 10 月 26 日（日）～令和 7 年 11 月 10 日（月）

(3) B 2 サブ会場 2

業務内容	期間
訓練施設及び会場設営業務	令和 7 年 9 月 22 日（月）～令和 7 年 10 月 23 日（木）
会場設備の点検、整備業務	令和 7 年 9 月 22 日（月）～令和 7 年 10 月 26 日（日）
撤去、原状復帰業務	令和 7 年 10 月 26 日（日）～令和 7 年 10 月 31 日（金）

(4) C 1 ～ C 3 : 後方支援会場 1 ～ 3

業務内容	期間
訓練施設及び会場設営業務	令和 7 年 10 月 25 日（土）
会場設備の点検、整備業務	令和 7 年 10 月 25 日（土）～令和 7 年 10 月 26 日（日）
撤去、原状復帰業務	令和 7 年 10 月 26 日（日）

(5) D 1 駐車場

業務内容	期間
整地業務	令和 7 年 10 月 24 日（金）
訓練施設及び会場設営業務	令和 7 年 10 月 24 日（金）
会場設備の点検、整備業務	令和 7 年 10 月 24 日（金）～令和 7 年 10 月 26 日（日）
撤去、原状復帰業務	令和 7 年 10 月 26 日（日）

(6) E 1 : 鉄道輸送訓練会場

業務内容	期間
整地業務	令和 7 年 10 月 24 日（金）
訓練施設及び会場設営業務	令和 7 年 10 月 24 日（金）～令和 7 年 10 月 25 日（土）6 時
会場設備の点検、整備業務	令和 7 年 10 月 24 日（金）～令和 7 年 10 月 25 日（土）
撤去、原状復帰業務	令和 7 年 10 月 25 日（土）～令和 7 年 10 月 26 日（日）6 時

4 業務内容

業務一覧

符番	会場種別	整地業務		訓練施設及び会場設営業務					
		整地及び 原状復帰	除草	テント の設置	仮設トイレ設置及び 手洗いユニットの設置	電源の 確保	備品、椅子及び テーブル等	駐車場整備	看板
A 1	メイン会場	○	－	○	○	○	○	－	○
B 1	サブ会場 1	○	○	○	○	－	○	－	○
B 2	サブ会場 2	○	－	○	○	－	○	－	○
C 1	後方支援会場 1	○	－	－	○	－	－	－	○
C 2	後方支援会場 2	○	－	－	○	－	－	－	○
C 3	後方支援会場 3	○	－	－	○	－	－	－	○
D 1	駐車場	○	－	－	－	－	－	○	○
E 1	鉄道輸送訓練会場	○	－	○	－	－	○	－	○

詳細は以下のとおり

(1) 整地及び原状復帰

- ア 各訓練会場において作業期間を目安に整地し、訓練終了後は作業期間内に原状復帰すること。また、各訓練会場とも、訓練する土地の状況かつ必要に応じて転圧、敷鉄板等により、整地を行うこと。
- イ 各訓練会場に車両が出入りできるよう段差等を整えること。
- ウ 車両通行区画において、大型の訓練車両（おおむね 20 トンを想定）の通行に支障がある場合は敷鉄板を敷く等対応を行うこと。
- エ 施工箇所等については、委員会と協議のうえ決定する。
- オ 訓練終了後は、原状復帰すること。
- カ 公道等が汚れた場合は路面清掃等を実施すること。
- キ 資機材等搬入に関する経路や安全確保等は受託者より提案し、委員会と協議のうえ決定する。
- ク 設置物等が一般の方の通行範囲等に設置されており、夜間に視認できるようにする必要がある場合は必要な措置をとること。
- ケ 訓練区画や訓練車両の通行路等の明示措置を行うなど安全対策を行うこと。
- コ 原状復帰が可能なように施工前に必ず写真や動画等の方法で撮影し記録しておくこと。
- サ A 1 メイン会場については車両が通行できるようフェンス部分を撤去するので元に戻すこと。

(2) テントの設置

- ア 各訓練会場において作業期間を目安に設置し、訓練終了後は作業期間内に撤去すること。
- イ 各会場における配置や数量については委員会と相談し最終決定する。（目安とする数量は別途示す。）
- ウ テント横幕の要否は委員会と協議し決定する。

(3) 仮設トイレ設置及び手洗いユニットの設置等

- ア 各訓練会場において作業期間を目安に設置し、訓練終了後は作業期間内に撤去すること。
- イ 各会場に仮設トイレ及び手洗いユニットを設置すること。なお、数量については、受託者が提案し、委員会と協議し決定する。（目安とする数量は別添４にて示す。）
- ウ 仮設トイレには「男女共用」、「男性用」、「女性用」などを分かるように表示すること。
- エ 仮設トイレ前には、必要な場合は目隠しとなるものを設置するなど、プライバシーに配慮すること。
- オ 仮設トイレにはトイレトーパーを用意すること。また、予備のトイレトーパーについては、委員会と協議し決定する。
- カ 手洗いユニットの水量は100ℓ程度とすること。なお、補給用の水については受託者が必要量を提案し、委員会と協議し決定する。
- キ 各会場における設置場所については受託者と委員会の協議により決定する。

(4) 電源の確保

- ア 各訓練会場において作業期間を目安に設置し、訓練終了後は作業期間内に撤去すること。
- イ 訓練運営（マイクやモニタなど）に使用する電気容量を確認のうえ、発電機等を準備するなど、電源を確保すること。なお、発電機の設置以外で電源を確保出来る場合は発電機以外の方法も可とする。
- ウ 配線は、通行車両や訓練の支障とならないよう配慮し、機器を問題なく使用できるよう適切な位置にコンセントを配置すること。
- エ 電源設備の設置箇所や配線等については、受託者にて提案のうえ委員会と協議し決定する。

(5) 除草

- ア 作業期間を目安に作業すること。
- イ 除草の内容は、草刈り及び枝切りとする。
- ウ B1サブ会場1のみ行い、対象面積は約13,000㎡である。
- エ 刈草等については、適切に処理すること。
- オ 運搬の際は一般交通や周辺施設等に支障がないよう適切に行うこと。
- カ 刈草等を一時保管する場合は、周辺地域への火災防止及び飛散防止のため、会場内の適切な場所に集草すること。

(6) 備品、椅子及びテーブル等

- ア 各会場の作業期間を目安に作業すること。
- イ 準備する備品や椅子及びテーブルについて、その配置や数量は委員会と協議し決定する。（目安とする数量は別添４にて示す。）

(7) 駐車場整備

- ア 作業期間を目安に作業すること。
- イ 駐車場における1台ごとの区画を表示する。
- ウ 駐車場内の動線が分かるように表示すること。
- エ 上記、イ、ウの方法については委員会と協議のうえ決定する。

(8) 看板

ア 看板の種類・大きさ（想定）

i 自立看板

- ・会場名等を表示する想定
- ・高さ 1,800mm、幅は 900mm 又は 450mm を想定

ii 吊り下げ看板

- ・テントに吊り、テントの区画やブース名等を表示する想定
- ・高さ 200mm、幅 900mm を想定

iii 補足

種類・大きさについては想定であり、委員会と相談し決定する。

イ 看板の数量

看板の配置や数量については委員会と協議し決定する。（目安とする数量は別添 4 にて示す。）

ウ 看板の記載内容（想定）

i 会場名

ii 経路表示

iii 会場として使用するため一般利用の立ち入り制限する旨の表示

v テント区画の表示やブース名等

vi その他、受託者と委員会にて協議し決定した内容

エ その他

- i 看板については飛散や転倒しないよう必要な措置を行うこと。

(9) その他

ア 仕様書に記載のない事項については、委員会と協議し決定する。

イ 架空線、埋設物等が生じる場合は事前に委員会に協議すること。

ウ 調達物品がレンタル品の場合は、受託者にて適切に管理し返却すること。

5 資機材想定数

別添 4 資機材一覧表を参照すること。

- (1) 記載する数は想定であるため、委員会と受託者の協議により最終的な数量を決定する。
- (2) 仕様は想定であるため、近似規格や代替品、同等品を用いる等、協議により変更することを可能とする。

＜各訓練施設の提案及び設置に関する業務＞

1 別添2の業務

標記訓練の令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書（共通事項）の「4委託業務の内容(2) 各訓練施設の提案及び設置に関する業務」における詳細を記載したものである。したがって、用語等については、令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書（共通事項）に倣う。

2 業務履行場所

符番	種別	会場名	所在地
A 1	メイン会場	奈良県第二浄化センター	奈良県北葛城郡広陵町萱野 地内
B 1	サブ会場 1	たかとり健幸の森公園	奈良県高市郡高取町羽内 地内
B 2	サブ会場 2	高取バイパス	奈良県高市郡高取町松山 地内 (松山高架橋南東側工事区間)

3 作業期間

本業務にかかる作業期間については、以下の(1)～(3)の日程とする。なお、日程は、総務省消防庁の確認検査日に間に合う場合、訓練に支障の無い場合及び会場の所有者や管理者が認める場合に限り委員会と協議のうえ調整を行うことができるものとし、最終的な日程は受託後委員会と協議のうえ決定する。

なお、会場所有者や管理者の都合で作業を実施できない日が生じることがある。

※ 総務省消防庁による確認検査にて指摘事項があった場合は、修正すること。

【確認検査日：令和7年10月24日（金）予定】

(1) A 1メイン会場：奈良県第二浄化センター

業務内容	期間
整地業務	令和7年9月22日(月)～令和7年10月5日(日)
訓練施設及び会場設営業務	令和7年9月22日(月)～令和7年10月23日(木)
会場設備の点検、整備業務	令和7年9月22日(月)～令和7年10月26日(日)
撤去、原状復帰業務	令和7年10月26日(日)～令和7年10月31日(金)

(2) B 1サブ会場 1：たかとり健幸の森公園

業務内容	期間
整地業務（除草含む）	令和7年9月22日(月)～令和7年10月5日(日)
訓練施設及び会場設営業務	令和7年9月22日(月)～令和7年10月23日(木)
会場設備の点検、整備業務	令和7年9月22日(月)～令和7年10月26日(日)
撤去、原状復帰業務	令和7年10月26日(日)～令和7年11月10日(月)

(3) B 2メイン会場 2：高取バイパス

業務内容	期間
訓練施設及び会場設営業務	令和7年9月22日(月)～令和7年10月23日(木)

会場設備の点検、整備業務	令和 7 年 9 月 22 日(月)～令和 7 年 10 月 26 日(日)
撤去、原状復帰業務	令和 7 年 10 月 26 日(日)～令和 7 年 10 月 31 日(金)

4 訓練項目

訓練施設の提案及び設置を求める訓練項目については、以下のとおりとする。

符番	会場種別	訓練項目
A 1	メイン会場	倒壊建物救出救助訓練
		中高層建物救出訓練
		土砂崩落救出救助訓練
B 1	サブ会場 1	道路啓開訓練
		土砂埋没家屋救出訓練
		土砂埋没救助訓練
		U S A R 訓練
B 2	サブ会場 2	多重衝突事故訓練
		道路啓開訓練
		トンネル崩壊訓練

5 委員会提供資材

(1) 事故車両

事故車両は会場まで委員会で運搬するが、会場内での移動・設置は受託者が行う。

(2) 訓練人形（最大 86 体）

委員会の保管場所（奈良県内）から受託者が運搬し設置することを想定している。

(3) 土砂、間伐材、石及びコンクリート部材等

委員会の保管場所は B 1 サブ会場 1 を予定している。

(4) 生体役の人員

会場への輸送は委員会にて行う。

(5) その他、受託者と委員会にて協議し提供するとした資材

6 訓練施設に関する提案及び製作、設置

(1) 以下に各会場毎の想定案を(7)で提示するので、案を参考に各受託者が訓練会場の施設を提案し、委員会と協議の後、設置すること。なお、想定案については、仕様書作成時の案であるため、この案のとおりとすることを求めない。ただし、「4 訓練項目」に記載の各訓練項目の名称の趣旨をふまえた訓練が実施できる方法とすること。

(2) 訓練会場の施工において、委員会や消防の立ち会いが必要な場合は、事前に連絡すること。

(3) 受託者は訓練会場のレイアウト図を委員会へ提示すること。

(4) 事故車両や訓練人形の配置、使用数については、委員会と協議し決定する。

(5) 各会場とも訓練効果を高める演出を行うこと。

(6) 委員会から提供した資機材は、原則委員会へ返却することとするが、破壊後のコンクリート部材等、委員会と受託者が協議したうえで受託者に資機材の処理を依頼することがある。

(7) 受託者により準備した資機材は適切に処理や処分等を行うこと。

(8) 訓練項目記載の訓練を 1 施設に統合することは可とする。

(9) 各会場の想定案は以下のとおりである。

A 1 メイン会場

(7) 会場情報

奈良県北葛城郡広陵町の奈良県第二浄化センターを使用する。なお、受託者に訓練施設の提案を求めるのは、2区画である。

(4) 事故車両、訓練人形及び生体役の人員

事故車両、訓練人形及び生体役の人員については、委員会にて準備する。

(ウ) 委員会提供資材

「5委員会提供資材の(3)」については、B 1 サブ会場の場内に委員会にて準備することとしており、使用する場合は受託者にて運搬すること。

(エ) 想定訓練

i 倒壊建物救出救助訓練

地震で倒壊した建物の中や倒壊建物の下敷きになった人を救出することを想定したもの。構造物は複数棟設置し、内部は狭隘な空間を設定するなど工夫すること。なお、建物の一部分を表現した構造物も可とする。

ii 中高層建物救出訓練

地震で被害を受けた中高層建物の中に取り残された人を救出することを想定したもの。構造物の内部に狭隘な空間を設定するなど工夫を行うこと。構造物は1棟以上設置し、3階以上とする。なお、建物の一部分を表現した構造物も可とする。

iii 土砂崩落救出救助訓練

地震で発生した土砂崩れに巻き込まれて、車に取り残されている人を救出するもの。会場内に委員会が提供する廃ホースで道路の白線を表現し、同じく提供する車両を用いて訓練会場を製作すること。なお、現地にある東屋（休憩所）は訓練に使用することが可能である。

iv その他

受託者と委員会との協議により予算の範囲内で設置できる訓練施設や構造物等があれば、製作又は設置すること。

(オ) その他

i 本仕様書に記載のない事項については、受託者と委員会の協議のうえ決定する。

ii 委員会から提供した資機材は、原則委員会へ返却することとするが、破壊後のコンクリート部材等、委員会と受託者が協議したうえで受託者に資機材の処理を依頼することがある。

iii 受託者により準備した資機材は適切に処理や処分等を行うこと。

IV 5委員会提供資材の(3)については、原則は訓練終了後にサブ会場1の指定する場所に戻すこととするが、破壊後のコンクリート部材等についてはiiに記載の扱いとすることがある。

V 訓練参加者の安全に配慮すること。

B 1 サブ会場 1

(7) 会場情報

奈良県高市郡高取町のたかとり健幸の森公園を使用する。会場内は2段の土地に分かれており、上段と下段の間は車両が通行可能なスロープでつながっている。

(4) 事故車両、訓練人形及び生体役

事故車両、訓練人形及び生体役の人員については、委員会にて準備する。

(ウ) 委員会提供資材

5 委員会提供資材の(3)については、B 1 サブ会場の場内に委員会にて準備することとしており、使用する場合は受託者にて運搬すること。

(エ) 想定訓練

i 道路啓開訓練

救助場所へつながる道路が土砂や木などで塞がれ、緊急車両が進めないため、道路啓開を行うことを想定したもの。

ii 土砂埋没家屋救出訓練（会場下段側）

会場下段側に設置した土砂に埋もれた家屋等を想定した構造物の中に取り残された要救助者を救出することを想定したもの。なお、建物の一部分を表現した構造物も可とする。

iii 土砂埋没家屋救出訓練（会场上段側）

会场上段側に設置した土砂に埋もれた家屋等を想定した構造物の中に取り残された要救助者を救出することを想定したもの。なお、建物の一部分を表現した構造物も可とする。

iv 土砂埋没救助訓練

大雨の影響により、陥没していた道路に車が転落しており、人が取り残された。その後、地震による土砂崩れが発生し、別の車両や人が巻き込まれた状況を想定したもの。

v U S A R 訓練

都市型搜索救助として考えられる訓練を行うことを想定したもの。

(オ) その他

i 本仕様書に記載のない事項については、受託者と委員会の協議のうえ決定する。

ii 委員会から提供した資機材は、原則委員会へ返却することとするが、破壊後のコンクリート部材等、委員会と受託者が協議したうえで受託者に資機材の処理を依頼することがある。

iii 受託者により準備した資機材は適切に処理や処分等を行うこと。

IV 5 委員会提供資材の(3)については、原則は訓練終了後にサブ会場 1 の指定する場所に戻すこととするが、破壊後のコンクリート部材等については ii に記載の扱いとすることがある。

V 訓練参加者の安全に配慮すること。

B 2 サブ会場 2

(ア) 会場情報

奈良県高市郡高取町の松山高架橋南東側すぐのトンネル及びその手前の区間で、車道は片側 1 車線ずつの区間である。また、本会場は供用開始前の道路を使用するため、必要に応じ路面を保護し、訓練後は必ず原状復帰すること。

(イ) 事故車両、訓練人形及び生体役

事故車両、訓練人形及び生体役の人員については、委員会にて準備する。

(ウ) 委員会提供資材

「5 委員会提供資材の(3)」については、B 1 サブ会場の場内に委員会にて準備することとしており、使用する場合は受託者にて B 2 サブ会場 2 まで運搬すること。

(エ) 想定訓練

i 多重衝突事故訓練

地震により崩れた法面の影響で多重衝突事故が発生、要救助者を救助するもの。

ii 道路啓開訓練

地震により道路沿いの法面が崩れ、巻き込まれた車両から要救助者を救助するとともに、iiiのトンネル崩落事故の救助のために道路啓開を行うことを想定したもの。

iii トンネル崩落訓練

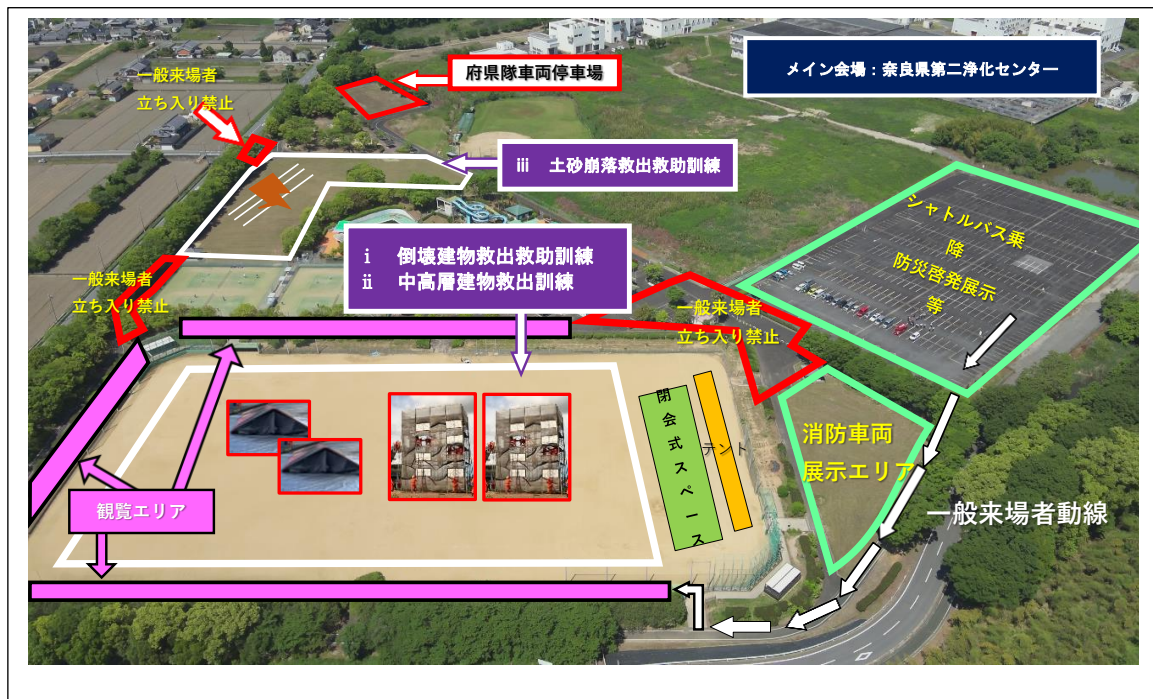
地震によりトンネル内で崩落事故が発生、トンネル内に取り残された要救助者を救出することを想定したもの。なお、救助場所を複数区画準備し、区画間は狭隘空間を通して救助場所にたどり着けるようにすること。また、トンネル内部は片側1車線ずつあるが、使用可能なのは1車線のみである。

(才) その他

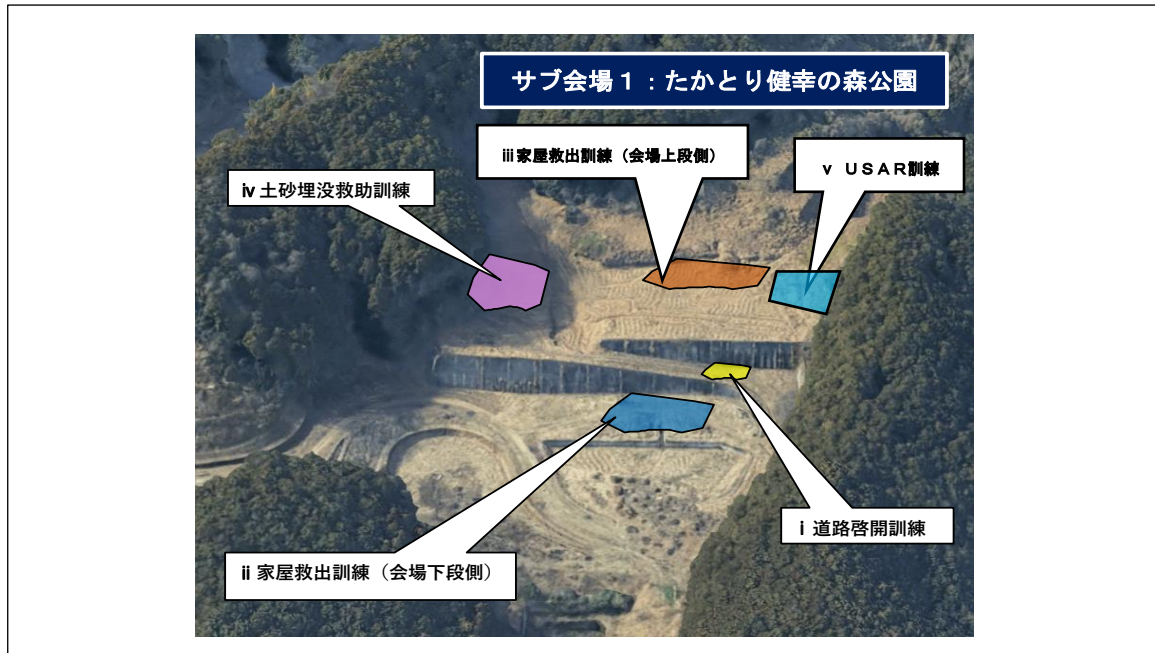
- i 本仕様書に記載のない事項については、受託者と委員会の協議のうえ決定する。
- ii 本会場については、10月22日まで工事車両が通行するので、会場施工時は工事車の通行のために1車線空けておくこと。
- iii 委員会から提供した資機材は、原則委員会へ返却することとするが、破壊後のコンクリート部材等、委員会と受託者が協議したうえで受託者に資機材の処理を依頼することがある。
- iv 受託者により準備した資機材は適切に処理や処分等を行うこと。
- v 5委員会提供資材の(3)については、原則は訓練終了後にサブ会場1の指定する場所に戻すこととするが、破壊後のコンクリート部材等についてはiiiに記載の扱いとすることがある。
- vi 訓練参加者の安全に配慮すること。

7 訓練会場イメージ

(1) A 1メイン会場イメージ



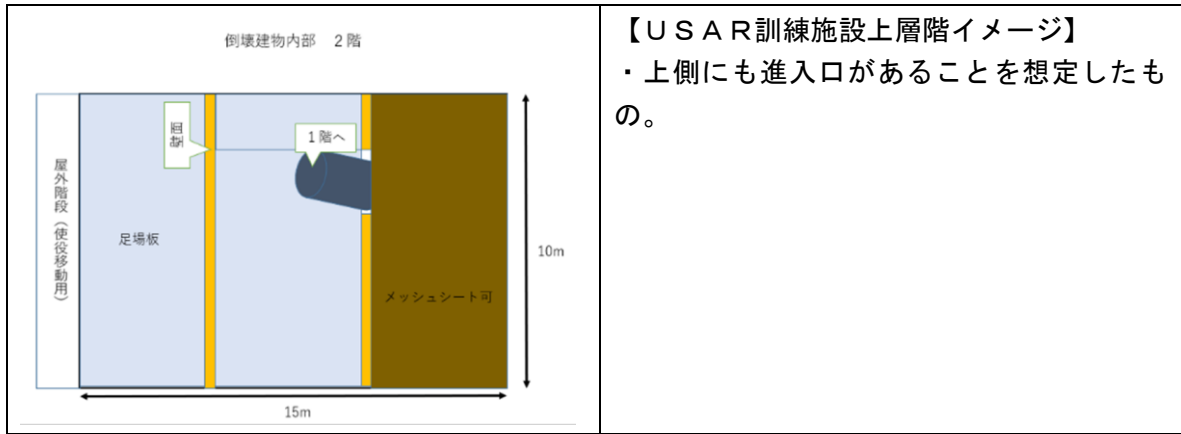
(2) B 1 サブ会場 1 イメージ



(3) B 1 サブ会場における v USAR訓練のイメージ

本イメージ図における寸法及び訓練施設内部の設定は目安であり、最終の寸法や施設内部の設定等については、契約額の範囲内で設置できるものとなるよう委員会との協議により決定する。

	【USAR訓練施設全体イメージ】 ・RC造の建物が倒壊しており、進入口が限られていることを想定したもの。 ・進入口が限られている。
	【USAR訓練施設下層階イメージ】 ・限られた進入口から入った後、施設の内部に狭隘な空間があることを想定したもの。



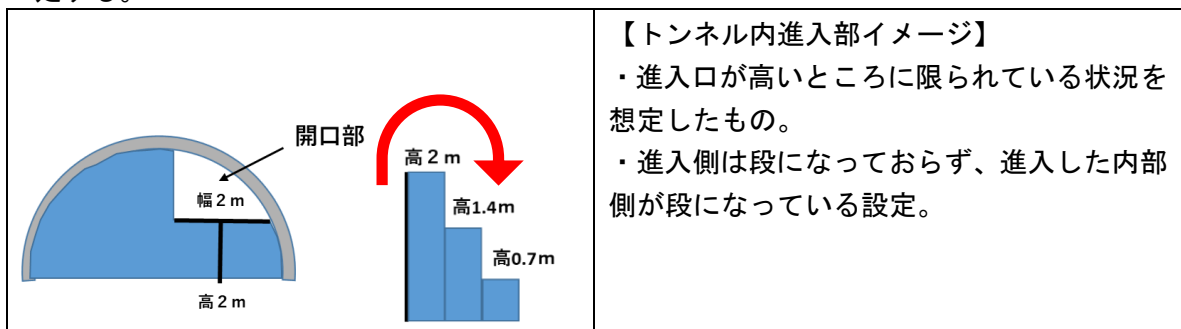
(4) B2サブ会場2イメージ

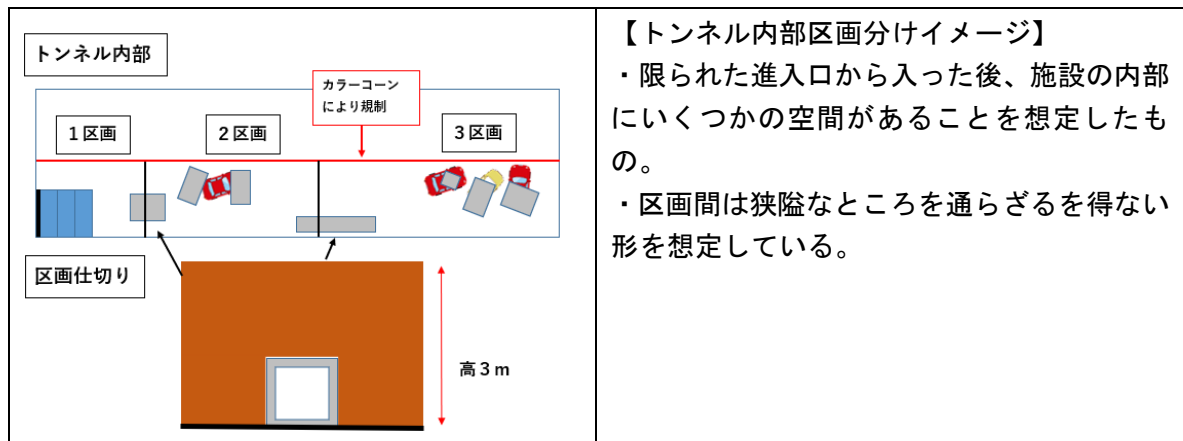


※トンネル内部で事故が生じている予定なので、トンネル入口付近のものは想定していない。

(5) B2サブ会場2におけるトンネル崩壊訓練のイメージ

本イメージ図における寸法及び訓練施設内部の設定は目安であり、最終の寸法や施設内部の設定等については、契約額の範囲内で設置できるものとなるよう委員会との協議により決定する。





<運営補助等業務>

1 別添3の業務

令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書（共通事項）の「4 委託業務の内容(3)運営補助等業務」における詳細を記載したものである。したがって、用語等については、令和7年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練事業業務委託仕様書（共通事項）に倣う。

2 業務内容

(1) 広報用ポスター・チラシの作成

ア 想定部数

約 38,000 部（受託者と委員会での協議により部数は変更することがある）

イ デザイン

受託者にて作成、ただし、既存の流用できるデザインがあればそれを用いることも可とする。

ウ 想定仕様

ポスターは片面、チラシは両面とするが、ポスターとチラシの表面は同じデザインとする。

エ データ

ポスター・チラシのデザインについては、委員会でも印刷できる形式（PDFやPowerPoint 等）で納品すること。

オ その他

最終的なデザイン、部数及び仕様等については、受託者と委員会が協議のうえ決定する。

カ 納品日・納品場所

受託後、委員会と協議し決定する。

(2) 各設備の点検等について

ア 各訓練会場等における施設等は訓練当日まで随時点検を行い管理すること。

イ 悪天候などの不足の事態に備えること。

ウ 訓練当日までに破損が生じた場合は修理すること。

(3) その他

上記(1)、(2)のほか、受託者と委員会が協議のうえ、委託料の範囲内かつ受託者に行える業務を依頼することがある。

資機材一覧表(想定)

別添4

注: 本一覧は想定であり、近似規格や代替品、同等品を用いる等、協議により変更することも可能とする。

A1メイン会場: 奈良県第二浄化センター

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1 看板					
	自立看板	W900mm×H1,800mm	1	枚	会場入口看板
	自立看板	W450mm×H1,800mm	30	枚	うち消防訓練関係20
	吊り下げ看板	W900mm×H200mm(吊下げ看板)	50	枚	テント吊り下げを想定
2 備品					
	カラーコーン	おもり付き	200	個	
	カラーコーンバー	2m	199	個	
	ゴミ箱(可燃・不燃)	ごみ袋30ℓ付き(処分費用込み)	10	個	
	パイプテント	2間×3間、おもり付き	60	張	
	テント横幕	2間×3間用	4	枚	着替えテントの目隠しになるもの
	パーティション	W900mm×H1,800mm	25	台	
	長机	D450mm×W1,800mm 白布付	3	台	受付用
	長机	D450×W1,800mm	104	台	
	パイプイス		430	脚	
	席札	貼付作業込み	240	枚	来賓席
	ブルーシート	2間×3間	30	枚	テントへの敷き込み
	祝電用ボード	W900mm×H2,100mm、スタンド付き	1	枚	
	ホワイトボード	マーカー、マーカー消し付き	10	台	
	ブラカード	一本足自立型	10	枚	参加機関表示
	すのこ	600mm×900mm	36	個	着替えテント用
3 電源					
	ドラムロール	屋外用、20m以上	10	台	本部、展示
	小型発電機	2.8kW、W665mm×D445mm×H555mm程度、連続使用時間4時間以上(燃料は満タン)	3	台	本部
4 その他					
	イベント保険	傷害保険、施設賠償責任保険	1	式	
	手洗いシンク	給排水込み	4	台	
	レンタルトイレ	汲み取り込み	17	台	男性小6、男性大3、女性8
	トイレ目隠し	必要に応じた長さ	1	式	

B1サブ会場1:たかとり健幸の森公園

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1	看板				
	自立看板	W900mm×H1,800mm	1	枚	会場入口看板
2	備品				
	カラーコーン	おもり付き	20	個	
	カラーコーンバー	2m	19	個	
	パイプテント	2間×3間、おもり付き	8	張	
	テント横幕	2間×3間用	4	枚	着替えテントの目隠しになるもの
	長机	D450mm×W1,800mm	12	台	
	パイプイス		40	脚	
	ブルーシート	2間×3間	6	枚	テントへの敷き込み
	すのこ	600mm×900mm	20	個	着替えテント用
3	その他				
	手洗いシンク	給排水込み	1	台	
	レンタルトイレ	汲み取り込み	3	台	男性大1、女性2

B2サブ会場2:高取バイパス

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1	看板				
	当日看板	W900mm×H1,800mm	1	枚	会場入口看板
2	備品				
	カラーコーン	おもり付き	110	個	
	カラーコーンバー	2m	109	個	
	パイプテント	2間×3間、おもり付き	2	張	
	長机	D450mm×W1,800mm	2	台	
	パイプイス		6	脚	
	ブルーシート	2間×3間	10	枚	
	ブルーシート	D10,000mm×W10,000mm	2	枚	
3	その他				
	手洗いシンク	給排水込み	1	台	
	レンタルトイレ	汲み取り込み	4	台	男性小2、男性大1、女性1

C1後方支援会場:かしはら安心パーク

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1	看板				
	自立看板	W450mm×H1,800mm	1	枚	会場入口看板
2	その他				
	手洗いシンク	給排水込み	1	台	
	レンタルトイレ	汲み取り込み	9	台	男性小6、男性大3

C2後方支援会場:榎原運動公園駐車場

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1	看板				
	自立看板	W450mm×H1,800mm	1	枚	会場入口看板
2	その他				
	手洗いシンク	給排水込み	1	台	
	レンタルトイレ	汲み取り込み	6	台	男性小4、男性大2

C3後方支援会場:コメリパワー田原本店第二駐車場

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1	看板				
	自立看板	W450mm×H1,800mm	1	枚	会場入口看板
2	その他				
	手洗いシンク	給排水込み	1	台	
	レンタルトイレ	汲み取り込み	5	台	男性小3、男性大1、女性1

D1駐車場:奈良県三宅健民運動場

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1	看板				
	当日看板	W450mm×H1,800mm	7	枚	駐車場表示、動線案内
2	その他				
	駐車場等区画表示	石灰による白線あるいはその代替となるもの	1	式	約350台

E1鉄道輸送訓練会場:飛鳥駅

NO.	名 称	品名・仕様・寸法	数量	単位	備 考
1	看板				
	当日看板	W450mm×H1,800mm	1	枚	訓練関係
2	その他				
	パイプ TENT	2間×3間、おもり付き	2	張	
	長机	D450mm×W1,800mm	4	台	
	パイプイス		8	脚	